

議案第 5 号

教育職員の免許状に関する規則の一部改正等について

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則等を別紙のとおり提出します。

平成 2 1 年 3 月 2 0 日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 教育職員免許法の一部が改正され、平成21年4月1日より教員免許更新制が導入される。
- (2) (1)に伴い、普通免許状及び特別免許状(以下「免許状」という。)の授与等の手続について必要な事項を定める等、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 教員免許更新制が導入されることに伴って免許状の授与等の手続の際に必要な書類、様式等を見直し、必要な様式を新たに定める。
- (2) 全国免許管理システムの導入されることに伴い、教育職員免許状原簿について定めた規定及び様式を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等、追加表細目及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中の様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後		改正前	
<u>鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則</u>		<u>教育職員の免許状に関する規則</u>	
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法第147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、<u>教育職員の免許状の授与等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、<u>宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書</u>を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p>		<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法第147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、教育職員の免許状に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（普通免許状の授与の出願）</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類<u>及び宣誓書（様式第2号）</u>を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p>	
<p>1 免許法第5条第1項又は第2項の規定による普通免許状</p>	<p>ア 略</p> <p>イ <u>免許法第7条第1項に規定する学力に関する証明書（以下単に「学力に関する証明書」という。）</u></p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>オ <u>当該普通免許状に係る</u></p>	<p>1 免許法第5条第1項の規定による普通免許状</p>	<p>ア 略</p> <p>イ <u>単位修得証明書</u></p> <p>ウ及びエ 略</p>

	<p>所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「平成19年改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）にあっては、免許法第7条第4項に規定する証明書（以下「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」という。）</p> <p>カ 有効期間の満了により免許状が失効した者にあつては、失効した免許状</p>		
<p>2 免許法第16条の2第1項の規定による普通免許状</p>	<p>ア 教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）第8条第2項に規定する合格証明書（以下「教員資格認定試験合格証明書」という。）</p> <p>イ 当該普通免許状に係る免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</p>	<p>2 免許法第16条の2第1項の規定による普通免許状</p>	<p>教員資格認定試験規程（昭和48年文部省令第17号）第8条第2項に規定する合格証明書（以下「教員資格認定試験合格証明書」という。）</p>

3 免許法第16条の3 第2項の規定による 普通免許状	ア及びイ 略 ウ <u>教員資格認定試験に合格した日又は免許法第16条の3第2項の文部科学省令で定める資格を有することとなった日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）</u> にあつては、 <u>免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u>	3 免許法第16条の3 第2項の規定による 普通免許状	ア及びイ 略
4 免許法第16条の4 第3項の規定による 高等学校教諭の1種 免許状	ア <u>教員資格認定試験合格証明書</u> イ <u>教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u>	4 免許法第16条の4 第3項の規定による 高等学校教諭の1種 免許状	<u>教員資格認定試験合格証明書</u>
5 免許法第17条第1 項の規定による特別 支援学校において専 ら自立教科等の教授 を担任する教員の普 通免許状	ア及びイ 略 ウ <u>教員資格認定試験に合格した日又は免許法第17条第1項の文部科学省令で定める資格を有することとなった日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u>	5 免許法第17条の規 定による特別支援学 校において専ら自立 教科等の教授を担任 する教員の普通免許 状	ア及びイ 略
6 免許法附則第8項 の規定による高等学 校教諭の工業の教科 についての1種免許 状	ア <u>旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）による国立工業教員養成所に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書</u>	6 免許法附則第8項 の規定による高等学 校教諭の工業の教科 についての1種免許 状	<u>国立工業教員養成所に3年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した旨の証明書</u>

	イ 旧免許状所持者以外の者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書
7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	ア 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所（以下「国立養護教諭養成所」という。）を卒業した旨の証明書 イ 旧免許状所持者以外の者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書
略	

（特別免許状の授与の出願）

第3条 免許法第5条第3項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、特別免許状教育職員検定合格書（様式第2号の2）の写し及び宣誓書、現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

（臨時免許状の授与の出願）

第4条 免許法第5条第6項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、勤務する学校の校長を經由して授与権者（当該学校が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合には、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

2 前項の規定は、免許法第17条第1項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条の表第5号ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。

（新教育領域の追加の定めの出願）

第5条 免許法第5条の2第3項の規定により新教育

7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	国立養護教諭養成所を卒業した旨の証明書
略	

（特別免許状の授与の出願）

第3条 免許法第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、特別免許状教育職員検定合格書（様式第2号の2）の写し及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。

（臨時免許状の授与の出願）

第4条 免許法第5条第5項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、勤務する学校の校長を經由して授与権者（当該学校が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合には、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

2 前項の規定は、免許法第17条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条の表第5号ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。

（新教育領域の追加の定めの出願）

第5条 免許法第5条の2第3項の規定により新教育

領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状新教育領域追加願（様式第1号の2）に、次に掲げる書類及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定（以下「教育職員検定」という。）に合格した者が新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、これらの書類を添付することを要しない。

- (1) 略
- (2) 学力に関する証明書

第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあっては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	<p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>学力に関する証明書</u>（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）附則第10項の規定による改正前の免許法別表第3備考第6号の規定の適用を受ける者を除く。）</p> <p>キ <u>免許法第7条第2項に規定する実務に関する証明書（以下単に「実務に関する証明書」という。）</u></p> <p>ク 略</p> <p>ケ <u>免許法第7条第2項に規定する人物に関する証明書（様式第7号。以下単に「人物に関する証明書」という。）</u></p> <p>コ <u>免許法第7条第2項に規定する身体に関する証明書（様式第7号の2。以下単に「身体に関する証明書」という。）</u></p>
-------------------------	---

領域の追加の定めを受けようとする者は、教育職員免許状新教育領域追加願（様式第1号の2）に、次に掲げる書類及び宣誓書を添えて授与権者に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、これらの書類を添付することを要しない。

- (1) 略
- (2) 単位修得証明書

第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	<p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>単位修得証明書</u>（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）附則第10項の規定による改正前の免許法別表第3備考第6号の規定の適用を受ける者を除く。）</p> <p>キ <u>実務（技術）に関する証明書（様式第4号）</u></p> <p>ク 略</p> <p>ケ <u>人物等に関する調書（様式第7号）</u></p>
-------------------------	--

2 免許法第6条第3項の規定による教育職員検定	ア 略 イ <u>学力に関する証明書</u> ウ <u>人物に関する証明書</u> エ <u>身体に関する証明書</u>
3 免許法附則第9項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の1種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>学力に関する証明書</u> ウ <u>実務に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物に関する証明書</u> カ <u>身体に関する証明書</u>
4 免許法附則第18項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる栄養教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>学力に関する証明書</u> ウ <u>実務に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物に関する証明書</u> カ <u>身体に関する証明書</u>

(旧令による教員免許状を有する者に係る免許状の交付の出願)

第8条 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。)第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付願(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 中学校又は高等学校の免許状の交付を受けようとする者にあつては最終学校長の発行する学業成績証明書又は実務に関する証明書

(従前の規定による学校の卒業者等に係る教育職員検定の出願)

第9条 施行法第2条第1項の表の上欄各号に掲げる者で、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 人物に関する証明書
- (4) 身体に関する証明書

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようと

2 免許法第6条第3項の規定による教育職員検定	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u> ウ <u>人物等に関する調査</u>
3 免許法附則第9項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の1種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u> ウ <u>実務(技術)に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物等に関する調査</u>
4 免許法附則第18項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる栄養教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教育職員検定	ア 略 イ <u>単位修得証明書</u> ウ <u>実務(技術)に関する証明書</u> エ 略 オ <u>人物等に関する調査</u>

(旧令による教員免許状を有する者に係る免許状の交付の出願)

第8条 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。)第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、教育職員免許状交付願(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 中学校又は高等学校の免許状の交付を受けようとする者にあつては最終学校長の発行する学業成績証明書又は実務(技術)に関する証明書

(従前の規定による学校の卒業者等に係る教育職員検定の出願)

第9条 施行法第2条第1項の表の上欄各号に掲げる者で、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- (1)及び(2) 略
- (3) 人物等に関する調査

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようと

<p>する者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>人物に関する証明書</u></p> <p>(5) <u>身体に関する証明書</u></p> <p>2 略</p> <p>(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者（以下この条において「受検者」という。）は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>人物に関する証明書</u></p> <p>(4) <u>身体に関する証明書</u></p> <p>2 受検者が免許法附則第7項の規定の適用を受ける者である場合は、前項第2号から第4号までに掲げる書類及び准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。</p> <p>3 受検者が教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。）附則第20項及び第21項の規定の適用を受ける者である場合は、第1項第2号から第4号までに掲げる書類及び実務に関する証明書を添付しなければならない。</p> <p>4 受検者が免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者である場合は、第1項第2号から第4号までに掲げる書類及び当該新教育領域の追加の定めを受けようとする特別支援学校の教員の免許状を添付しなければならない。</p> <p><u>第25条 削除</u></p> <p>(書類の保存)</p>	<p>する者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) <u>人物等に関する調書</u></p> <p>2 略</p> <p>(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者（以下この条において「受検者」という。）は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>人物等に関する調書</u></p> <p>2 受検者が免許法附則第7項の規定の適用を受ける者である場合は、前項第2号及び第3号に掲げる書類並びに准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。</p> <p>3 受検者が教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。）附則第20項及び第21項の規定の適用を受ける者である場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類並びに実務（技術）に関する証明書を添付しなければならない。</p> <p>4 受検者が免許法第5条の2第3項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者である場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類並びに当該新教育領域の追加の定めを受けようとする特別支援学校の教員の免許状を添付しなければならない。</p> <p><u>(原簿)</u></p> <p><u>第25条 免許法第8条第1項による原簿は、教育職員免許状原簿（様式第21号）とする。</u></p> <p>(書類の保存)</p>
---	---

第26条 授与権者は、次の表の左欄に掲げる書類を、それぞれ同表の右欄に定める期間保存するものとする。

1 免許法第8条第1項に規定する原簿	永久
2～5 略	略

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第27条 免許状第5条第3項の規定により授与する特別免許状は、(教育職員)特別免許状(様式第21号の2)とする。

2 免許法第5条第6項又は施行法第1条若しくは第2条の規定により授与し、又は交付する臨時免許状は、(教育職員)助教諭免許状(様式第22号)とする。

様式第1号(第2条 第4条関係)

教育職員免許状授与願	
鳥取県収入証 紙貼り付け欄	本籍都道府県名 現住所 (ふりがな) 氏名 ㊟ 生年月日
私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。	
年 月 日	
鳥取県教育委員会 様	
記	
1 及び 2 略	
3 受けようとする免許状に係る所要資格を満たした日 (昭和・平成) 年 月 日	

備考 略

第26条 授与権者は、次の表の左欄に掲げる書類を、それぞれ同表の右欄に定める期間保存するものとする。

1 教育職員免許状原簿	永久
2～5 略	略

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第27条 免許状第5条第2項の規定により授与する特別免許状は、(教育職員)特別免許状(様式第21号の2)とする。

2 免許法第5条第5項又は施行法第1条若しくは第2条の規定により授与し、又は交付する臨時免許状は(教育職員)助教諭免許状(様式第22号)とする。

様式第1号(第2条 第4条関係)

教育職員免許状授与願	
鳥取県収入証 紙貼り付け欄	本籍都道府県 現住所 (ふりがな) 氏名 ㊟ 生年月日
私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。	
年 月 日	
鳥取県教育委員会 様	
記	
1 及び 2 略	

備考 略

様式第4号(第7条、第8条、第11条関係)

実務(技術)に関する証明書					
現住所					
氏名					
年 月 日生					
勤務期間	職名	勤務	担当	教科	職務内

	場所	学年	容		
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
年 月から 年 月まで					
在職年数計	年 月（休職及び停職の期間を除く。）				
実務（技術） の成績 （実務（技術）に 関する学校 長（所属 長）の意 見）					

頭書の者は、上記の勤務場所において実地経験を有し、その実務（技術）は_____であることを証明します。

年 月 日

学校長 氏 名 印
（所属長）

実務証明責任者 印

備考

- 1 学校長（所属長）の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。
- 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にとっては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の教育学校法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にとっては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にとっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にとっては必要としない。
- 3 実務（技術）の成績の欄には、特に指導良好な教科があれば付記すること。

様式第4号 削除

様式第6号

略

備考

- 1～5 略
- 6 学校長（所属長）の確認は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。

様式第7号（第7条、第9条 第11条関係）

人物に関する証明書

氏名
年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。
年 月 日

学校長（所属長） 印

実務証明責任者 印

記

評価	指導力	責任感	判断力	誠実さ	協調性
所見					

- 備考 1 評価の欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。
- 2 学校長（所属長）の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。
- 3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にとっては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の教育学校法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にとっては当該大学の学長、

様式第6号

略

備考

- 1～5 略
- 6 学校長（所属長）の確認方法は、様式第4号の備考1と同じ。

様式第7号（第7条、第9条 第11条関係）

人物等に関する調書

現住所
氏名
年 月 日生

記

1 人物

評価	指導力	責任感	判断力	誠実さ	協調性
所見					

2 身体

-----と認めます。
上記のとおり証明します。
年 月 日

学校長
氏 名 印
(所属長)
実務証明責任者 印

- 備考 1 1の人物の評価の欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。
- 2 2の身体の記載方法は、学校長の所見による就業の可否を記載すること。
- 3 学校長（所属長）及び実務証明責任者の証明方法は、様式第4号の備考1及び備考2と同じ。

同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

様式第7条の2（第7条、第9条 第11条関係）

身体に関する証明書

氏名
年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。
年 月 日

学校長（所属長） 印

実務証明責任者 印

記

評定	視力	聴力	現在治療中の疾病
状況			

- 備考1 学校長（所属長）の証明は、現在勤務している学校等の長又は最終学校等の長が行うものとする。
- 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附属の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。
- 3 視力、聴力の記載方法は、就業に当たっての支障の有無を記載すること。
- 4 状況の記載方法は、学校長（所属長）の所見による身体的な就業の可否を記載すること。

様式第21号（第25条関係）

教育職員免許状原簿

免許状番号	第	号	第	号	第	号
-------	---	---	---	---	---	---

氏名 (生年月日)	(年 日 月 日生)	(年 日 月 日生)	(年 日 月 日生)					
身上異動								
本籍都道府県名								
教科								
根拠法令	免許法第 条 項 施行法第 条	免許法第 条 項 施行法第 条	免許法第 条 項 施行法第 条					
授	基礎資格							
与 条 件	修 得 単 位 数	科目別 単 位	単 位	習 得 方 法	単 位	習 得 方 法	単 位	習 得 方 法
		教科に 関する 科目	単 位		単 位		単 位	
		教職に 関する 科目	単 位		単 位		単 位	
		教科又 は教職 に関する 科目	単 位		単 位		単 位	
		養護に 関する 科目	単 位		単 位		単 位	
		養護又 は教職 に関する 科目	単 位		単 位		単 位	
		特別支 援教育 に関する 科目	単 位		単 位		単 位	
		栄養に 係る教 育に関 する科 目	単 位		単 位		単 位	
		栄養に 係る教 育又は	単 位		単 位		単 位	

教職に関する科目			
授与年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
書換・再交付年月日及び事由	事由 年 月 日	事由 年 月 日	事由 年 月 日
契印			
備考			

様式21号 削除

様式第21号の2 (第27条関係)

番号

授与条件

この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有する。

右の者に教育職員免許法第五条第三項の定めるところにより左記の(教科)(事項)について(教育職員)特別免許状を授与する

記

年 月 日 生

(教育職員)特別免許状
本籍(都道府県名)
(氏) 名

鳥取県教育委員会 印

備考 略

様式第22号 (第27条関係)

(表面)

様式第21号の2 (第27条関係)

番号

授与条件

この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有する。

右の者に教育職員免許法第五条第二項の定めるところにより左記の(教科)(事項)について(教育職員)特別免許状を授与する

記

年 月 日 生

(教育職員)特別免許状
本籍(都道府県名)
(氏) 名

鳥取県教育委員会 印

備考 略

様式第22号 (第27条関係)

(表面)

<p style="text-align: center;">番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">(教育職員) 助教諭免許状</p> <p style="text-align: center;">本籍(都道府県名) (氏) 年 月 日生 (名)</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: center;">右の者に教育職員免許法(第五条第五項)(施行法第一条)(施行法第二条)の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を(授与する)(有するものとみなす)</p> <p style="text-align: center;">(裏面) 略</p> </div>	<p style="text-align: center;">番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">(教育職員) 助教諭免許状</p> <p style="text-align: center;">本籍(都道府県名) (氏) 年 月 日生 (名)</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: center;">右の者に教育職員免許法(第五条第六項)(施行法第一条)(施行法第二条)の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を(授与する)(有するものとみなす)</p> <p style="text-align: center;">(裏面) 略</p> </div>
---	---

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

1 規則の新設理由

- (1) 教育職員免許法の一部が改正され、平成21年4月1日より教員免許更新制が導入される。
- (2) (1)に伴い、普通免許状及び特別免許状(以下「免許状」という。)の更新等の手続きについて必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 免許状の更新等に係るの手續きについて必要な書類、様式等を定める。
- (2) 免許管理者が定めることとされている免許状更新講習を受講できる者、更新講習終了確認を受けなければならない者及び免許状更新講習を受ける必要がない者の対象となるものを定める。
- (3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則案

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第20条の規定に基づき、県内に勤務地を有する教育職員の免許状の有効期間の更新等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免許状更新講習 免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。
- (2) 免許状更新講習修了等証明書 免許法第7条第4項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第36号）第1条に定める学校（大学及び高等専門学校を除く。）をいう。
- (4) 教育職員 免許法第2条第1項に定める教育職員をいう。
- (5) 修了確認期限 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「平成19年改正法」という。）附則第2条第3項に規定する修了確認期限をいう。
- (6) 旧免許状所持者 平成19年改正法附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者をいう。

(有効期間の更新の申請)

第3条 免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状（以下「免許状」という。）の有効期間の更新を受けようとする者は、申請書に様式第1号による次に掲げる書類を添えて鳥取県教育委員会（以下「免許管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習修了等証明書
 - (2) 免許状を有することを証する書類
 - (3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書又は免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本
- 2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。）第61条の4各号のいずれかに該当する者が免許法第9条の2第1項の規定による免許状の有効期間の更新を受けようとする場合にあっては、様式第2号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。
- (1) 免許状更新講習を受ける必要のない者であることを証する書類
 - (2) 第6条に規定する表彰等を受けた者にあっては、その表彰状等の写し
 - (3) 免許状を有することを証する書類
 - (4) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(免許状更新講習を受ける必要のない教育委員会の職員)

第4条 省令第61条の4第2号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。）附則第10条第1項第2号の免許管理者が定める者は、鳥取県又は県内の市町村（以下「県市町村」という。）が設置する学校の教育職員として任命された者で、次に掲げるものとする。

- (1) 県市町村の教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の教育長、教育次長、県市町村教育委員会事務局の各課長、指導主事、社会教育主事及び管理主事
- (2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、同号に定める者に準ずる者として、鳥取県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者

(免許状更新講習を受ける必要のない教育の職)

第5条 施行規則第61条の4第4号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第4号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で県市町村教育委員会の要請に応じ、国、鳥取県、県内の市町村、国立大学法人(以下「国等」という。)の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているもののうち、免許状更新講習を受講する必要がないものとして県教育長が別に定める者
- (2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者

(表彰等)

第6条 施行規則第61条の4第5号及び平成20年改正省令附則第10条第1項5号の免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げる表彰等であって、免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限の日前10年以内に行われたものとする。

- (1) 文部科学大臣表彰のうち個人に対する表彰であって学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関するものとして県教育長が認めるもの
- (2) 鳥取県教育委員会表彰規程(昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号)による表彰のうち個人に対する表彰であって学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関するものとして県教育長が認めるもの
- (3) 前2号に掲げる表彰に準ずるものとして県教育長が別に定めるもの

(有効期間の延長の申請)

第7条 免許法第9条の2第5項の規定による免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、様式第3号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

- (1) 有効期間の延長の事由を証する書類
- (2) 免許状を有することを証する書類
- (3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(免許状更新講習を受講することができる教育委員会の職員)

第8条 免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。)第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で、次に掲げるものとする。

- (1) 県市町村教育委員会の教育長、教育次長、県市町村教育委員会事務局の各課長、指導主事、社会教育主事及び管理主事
- (2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、同号に定める者に準ずる者として、鳥取県教育委員会教育長が別に定める者

(免許状更新講習を受講することができる教育の職)

第9条 更新講習規則第9条第1項第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で県市町村教育委員会の要請に応じ、国等の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職しているもののうち、免許状更新講習を受講することが適当であるものとして県教育長が別に定める者
- (2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者

(更新講習修了確認を受けなければならない教育委員会の職員)

第10条 平成20年改正省令附則第3条第2号の免許管理者が定める者は、県市町村が設置する学校の教育職員として採用された者で、次に掲げるものとする。

- (1) 県市町村教育委員会の教育長、教育次長、県市町村教育委員会事務局の各課長、指導主事、社会教育主事及び管理主事

(2) 前号に定める者のほか、縣市町村教育委員会の職員のうち、同号に定める者に準ずる者として、県教育長が別に定める者

(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)

第11条 平成20年改正省令附則第3条第3号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 縣市町村が設置する学校の教育職員として任命された者で縣市町村教育委員会の要請に応じ、鳥取県、県内の市町村又は国立大学法人(以下「縣市町村等」という。)の職員となるため縣市町村を退職し、引き続き当該縣市町村等の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講することが必要なものとして県教育長が別に定める者

(2) 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を設置する学校法人の理事で教育職員として勤務するもの又はその予定の者

(更新講習修了確認の申請)

第12条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定による免許状更新講習の課程を修了したことについての確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けようとする者は、様式第4号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習修了等証明書

(2) 免許状を有することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した旧免許状所持者が免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期間内にあることについての確認の申請)

第13条 平成19年改正法附則第2条第3項第3号に規定する更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者で、免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期間内にあることについての確認を受けようとするものは、様式第5号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習修了等証明書

(2) 免許状を所持することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(更新講習修了確認期限の延期の申請)

第14条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期を受けようとする者は、様式第6号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 延期事由があることを証する書類

(2) 免許状を有することを証する書類

(3) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

(免許状更新講習を受ける必要がない者の認定の申請)

第15条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がない者の認定を受けようとする者は、様式第7号による申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習を受ける必要がないことを証する書類

(2) 第6条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し

(3) 免許状を有することを証する書類

(4) 改姓又は転籍により、現在の氏名又は本籍地が前号の証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

鳥取県教育委員会 様

平成 年 月 日

（フリガナ 氏名 印		生年月日 昭和 年 月 日	
勤務(予定)校・機関		職名	
現住所		(電話)	本籍地

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入（複数に 印を記載するもとも可能）。

様式第2号(第3条関係)

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除者用)

鳥取県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ 氏名 印)			生年月日	昭和	年	月	日
勤務(予定)校・機関	職名							
現住所	(電話)			本籍地				

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を受けることを申請します。

記

1 免除事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当する。

平成 年 月 日

(証明者名) 印

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

有効期間の延長申請書

鳥取県教育委員会 様

平成 年 月 日

（フリガナ 氏名 印		生年月日 昭和 年 月 日	
勤務校・機関		職名	
現住所	（電話）	本籍地	

私は、下記1のとおり教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の6の規定に基づき、下記2の免許状の有効期間について平成 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

記

1 延長事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延長前の有効期間：平成 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

平成 年 月 日

（証明者名）印

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

更新講習修了確認申請書

鳥取県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日 昭和 年 月 日		
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	(電話)	本籍地	

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入(複数に 印を記載するもとも可能)。

様式第5号（第13号関係）

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

鳥取県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日	昭和	年	月	日
勤務(予定)校・機関	職名				
現住所	(電話)	本籍地			

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修年月日)
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項		

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

修了確認期限延期申請書

鳥取県教育委員会 様

平成 年 月 日

（フリガナ 氏名 印		生年月日 昭和 年 月 日	
勤務校・機関		職名	
現住所		（電話）	本籍地

私は、下記 2 の免許状を有しており、下記 1 のとおり、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 7 条に規定する事由に該当するため、同令附則第 9 条第 1 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 4 項の規定に基づき、平成 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限：平成 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則附則第 7 条に規定する事由に該当することを証明する。

平成 年 月 日

（証明者名）印

鳥取県収入証
紙貼り付け欄

免許状更新講習免除申請書

鳥取県教育委員会 様

平成 年 月 日

（フリガナ） 氏名		印		生年月日		昭和 年 月 日	
勤務校・機関				職名			
現住所				（電話）		本籍地	

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

1 延期事由：

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当する。

平成 年 月 日

（証明者名） 印